

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年8月3日（木） 18：59～19：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（総務大臣、内閣府特命大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
林芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣）
齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川雅治 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木俊一 国務大臣
陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○人事 1件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

案件に入ります前に、御紹介いたします。内閣官房副長官西村康稔さん。同じく野上浩太郎さん。同じく杉田和博さん。内閣法制局長官横畠裕介さん。以上の方々は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を野上副長官が朗読いたします。

○野上内閣官房副長官：5年前、政治全体に対する国民の厳しい目が向けられている中、私たちは、政権を奪還しました。

それから1600日余り。一つひとつ結果を出すことが、政治への信頼を回復する道である。そう信じ、内閣一丸となって、内外の諸課題に全力投球してまいりました。

雇用は185万人増え、正社員の有効求人倍率も初めて1倍を超えるました。この春、卒業した大学生の就職率は過去最高です。4年連続で今世紀最高水準の賃上げも実現し、経済再生、デフレ脱却に向け、我が国経済は、確実に歩みを進めています。

安全保障体制の基盤を強化し、日米同盟の絆は一層深まりました。ロシア、中国、韓国など近隣諸国との関係改善も進んでいます。欧州とのEPAをはじめ、積極的な経済外交も実を結び、地球儀を俯瞰する外交は、大きく前進しています。

こうした各般の政策を更に力強く推進することで、国民の皆様の負託に応えてまいります。

そのためには、まず何よりも、政治に対する国民の皆様からの信頼を回復しなければなりません。常に国民目線に立ち、国民の皆様と共に歩み、内外の山積する課題に、結果を出していく。その思いのもとに、本日、内閣を改造いたしました。

日本を取り戻す。5年前、こう、国民の皆様と約束した時の、強い使命感と、高い緊張感を思い出し、あの原点に、もう一度立ち返る。その固い決意のもと、このたび、人心を一新し、しっかりと結果を出すための力強い布陣を整えることといたしました。

一億総活躍社会という目標に向かって、デフレからの脱却、地方創生を成し遂げ、日本経済の新たな成長軌道を描く。「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、日本を世界の真ん中で輝かせる。人生100年時代を見据え、「人づくり革命」を進めていく。そして、子どもたちの誰もが、家庭の経済事情に関わらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。

こうした我が国の未来を拓くため、安倍内閣は新たなスタートを切ります。私たちの次なる挑戦に、国民の皆様の御理解と御協力を改めてお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、第3次安倍第3次改造内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：5年前、政治全体に対する国民の厳しい目が向けられている中、私たちは、政権を奪還した。一つひとつ結果を出すことが、政治への信頼を回復す

る道である。そう信じ、内閣一丸となって、内外の諸課題に全力投球してきた。

日本を取り戻す。5年前、こう、国民の皆様と約束した時の、強い使命感と高い緊張感を思い出し、あの原点に、もう一度、立ち返らなければならない。

各般の政策を更に力強く推進することで、国民の皆様の負託に応えていく。そのためには、まず何よりも、政治に対する国民の皆様からの信頼を回復しなければならない。常に国民目線に立ち、国民の皆様と共に歩み、内外の山積する課題に結果を出していく。その努力をこれまで以上に積み重ねる決意である。

内閣一丸となって、我が国の未来を拓く。頑張った人が報われる、「誇りある日本」を取り戻すため、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

1. 復興の加速化

まず何よりも、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを厳に排し、現場主義を徹底することにより、被災者的心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生を、更に加速していく。同時に、全国各地で相次ぐ自然災害に対して、被災地の復旧・復興に全力を尽くす。

2. 「人づくり革命」の断行

これまでの画一的な発想にとらわれない「人づくり革命」を断行する。人生10年時代を見据えた経済社会の在り方を大胆に構想する。いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる。子どもたちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。そのような「誰にでもチャンスあふれる日本」を創る。

3. 「一億総活躍」社会の実現

少子高齢化の流れに歯止めをかけ、50年後も人口一億人を維持するとともに、高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害を抱える人も、誰もが、今よりももう一步前へ、踏み出すことができる社会を創る。

「一億総活躍」の社会を実現するため、明確な目標を掲げ、以下の「新・三本の矢」を放つ。すべての閣僚が、その持ち場において、全力を尽くし、従来の発想にとらわれない、大胆かつ効果的な施策を立案し、実施する。

最大のチャレンジは、「働き方改革」である。多様な働き方を可能とする社会を目指し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現など、労働制度の大胆な改革を進める。

(1) 希望を生み出す強い経済

強い経済なくして、明日の「希望」を生み出すことはできない。今後も「経済最優先」で政権運営にあたる。

「戦後最大のGDP600兆円」の実現を目指す。

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化し、雇用の改善や賃金アップによる「経済の好循環」を継続することで、デフレからの脱却を目指す。

北は北海道から、南は沖縄まで、「目に見える地方創生」を本格的に進める。近年、全国各地で自然災害により甚大な被害が発生したことを教訓に、引き続き危機管理対応に万全を期すとともに、事前防災のための国土強靭化を推進する。

高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害を抱える人も、誰もが活躍できる社会を目指し、女性が輝く社会の実現などに取り組む。

(2) 夢を紡ぐ子育て支援

子どもたちには無限の可能性が眠っている。誰もが、努力次第で、大きな「夢」を紡ぐことができる社会を創り上げる。

「希望出生率1.8」の実現を目指す。

あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進めるとともに、誰もが結婚や出産の希望を叶えることができるような社会を創る。

若者への投資を拡大する。複線的な教育制度へと改革するとともに、すべての子どもたちの個性を伸ばす教育再生を進める。

(3) 安心につながる社会保障

高齢者の皆さんのみならず、現役世代の「安心」も確保する社会保障を構築するため、社会保障制度の改革・充実を進める。

「介護離職ゼロ」の実現を目指す。

介護施設の整備や、介護人材の育成を大胆に進め、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速する。

予防に重点化した医療制度改革、企業による健康投資の促進などに加え、意欲あふれる高齢者の皆さんへの多様な就労機会を提供することにより、「生涯現役社会」を構築する。年金を含めた所得全体の底上げを図り、高齢者世帯の自立を支援する。

4. 世界の中心で輝く日本

自由、民主主義、人権、法の支配などの基本的価値を共有する国々と手を携え、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強力に推進する。強固な日米同盟を基軸に、安全保障体制を盤石なものとし、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。国家安全保障戦略のもと、「積極的平和主義」の旗を掲げて、世界の平和と繁栄に、これまで以上に貢献していく。

在日米軍再編に当たり、普天間飛行場の固定化は絶対にあってはならない。抑止力の維持を図るとともに、沖縄の基地負担の軽減を、目に見える形で実現するため、本土における努力を十二分に行うべく、政府を挙げて取り組む。

最後に、各府省の公務員諸君には、大いに期待している。「一億総活躍」社会の実現、新たな国づくりには、諸君の斬新な発想力と大胆な行動力が不可欠である。行政のプロとしての誇りを胸に、その持てる力を存分に発揮してほしい。常に、国民の目線を忘れることなく、その心に寄り添いながら、政策立案に当たっては積極的に提案し、現場にあっては果敢に行動してもらいたい。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理の指定について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：第3次安倍第3次改造内閣における危機管理の徹底を図る観点から、内閣法第9条に基づき、内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときの対応として、予め順位を定めて指定している内閣総理大臣の臨時代

理は第1順位、副総理をお願いしている麻生財務大臣、第2順位、菅内閣官房長官、第3順位、茂木経済再生担当大臣、第4順位、野田総務大臣、第5順位、林文部科学大臣であります。各閣僚においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には、対応に万全を期するようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、「閣議の公表等」について、申し上げます。

閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれでは、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいただきます。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。

閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、平成26年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますよう、お願いいたします。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかくわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること、このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること、国務大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること等であります。なお、過去にも問題になったことがありますので、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」について、申し上げます。

第2次安倍内閣発足時の閣僚懇談会において申合せがなされております。その内容は、誤った政治主導を是正し、政官の役割分担を明確にすることにより、相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。この申合せを踏まえ、政・官関係の適正確保に、指導力を發揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。

1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が在京するようお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。

国務大臣は、宮中において、天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはあり得ないもので、何ら憲法の趣旨に反するものではありませんが、その過程において天皇陛下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国務大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどがないよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。

記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑惑を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んでいただきます。

また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

- 野上内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。薗浦健太郎外1名を内閣総理大臣補佐官に任命し、内閣総理大臣補佐官河井克行外6名を願いに依り免ずることについてお手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。
- 菅国務大臣：次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。

大臣補佐官の任命は、大臣からの申出により内閣が行うこととなっております。任命に当たっては、大臣を補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、公益の実現のため職務を遂行し得る人材であること、個別の政策課題に応じて、各大臣を直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、適切な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いします。

また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、

大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。

内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、今後も従来どおりの内容で継続することとし、各位の御賛同を頂き、これにつきましては、「閣僚懇談会の申合せ」といたしたいと思います。これにより、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することといたします。

懇談に移ります。御発言がございますか。

無いようですので、以上をもちまして閣僚懇談会を終了いたします。

〔別添〕

初閣議案件

〔平成29年
8月3日〕

(木)

◎一般案件

- 資料あり ○内閣総理大臣談話（決定） (内閣官房)
〃 ○基本方針（決定） (同上)

◎人 事

- 資料あり ○ 薮浦健太郎外1名を内閣総理大臣補佐官に任命し、
内閣総理大臣補佐官河井克行外6名を願に依り免
することについて（決定）

[○署名あり ☆署名なし]